**第5次 豊田市障がい者**

**ライフサポートプラン**

豊田市障がい者計画・第６期豊田市障がい福祉計画・第２期豊田市障がい児福祉計画

2021年３月

豊田市

目　次

**第1章　計画の概要**

１ 計画策定の背景

２ 計画の位置づけ

３ 計画期間

４ 障がい者・障がい児の定義

５ 計画の進捗管理

**第２章　計画の基本的な考え方**

１ 基本理念と基本目標の設定

２ 施策分野の設定

３ 施策分野

４ 施策体系

**第３章　施策の展開**

１ まちと心のバリアフリー

２ 権利擁護・虐待防止

３ 意思疎通支援・情報保障

４ 事業所整備・運営支援

５ 保健・医療

６ 防災・防犯

７ 教育・保育・子育て

８ 就労・雇用

９ 生涯活躍

**第４章　事業の展開**

１ 事業一覧

**第５章　計画の指標**

１ 総合指標

２ 成果指標

３ 成果目標

**第６章　サービスの見込量等**

１ 訪問系サービス

２ 日中活動系サービス

３ 居住・入所系サービス

４ 相談支援

５ 障がい児支援

６ 地域生活支援事業

７ 発達障がい者等に対する支援

８ 精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築

９ 相談支援体制の充実・強化のための取組

１０ 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

**第７章　資料編**

１ 総人口・障がい者数の今後の見込み

２ 障がい者等に関する現状

３ 計画策定経過

４ 委員名簿等

５ 障がい福祉年表

６ 用語説明

**第１章　計画の概要**

**1****計画策定の背景**

**（１）国の動き**

国の障がい者施策は、「リハビリテーション（ライフステージの全段階において全人間的復権を目指す）」、「ノーマライゼーション（障がいのある人もない人も共に一緒に暮らし、活動する社会を目指す）」という普遍的な理念に基づき、社会における障がい者の「完全参加と平等」の実現に向けた取組として進められてきました。

国連で2006年に「障がい者の権利に関する条約（障がい者権利条約）」が採択され、我が国においても、その批准に向けた国内法の整備が進められ、2014年に批准されました。

障がい者基本法では、障がい者の定義が見直され、「個人の機能障がいに原因があるもの」とする「医学モデル」から、「障がい（機能障がい）及び社会的障壁（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする「社会モデル」に考え方を大きく転換しました。

また、障がい者権利条約における「合理的配慮」の概念を導入し、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認めあえる共生社会の形成に向けて、積極的な取組が進められてきました。

こうした考え方を踏まえ、現在は、「第4次障がい者基本計画」を策定し、共生社会の実現に向けた障がい者施策の方向性を示しています。

**（２）市の動き**

1983年に初めての障がい者に関する長期計画である「豊田市 心身 障がい者福祉長期計画」を策定し、以降、前計画である「豊田市障がい者ライフサポートプラン2015」まで、重点施策などを掲げ、計画に基づく障がい者施策の積極的な展開を図ってきました。

これらの取組は着実な成果をあげてきていますが、国における障がい者施策の動向に適切に対応し、障がい者を取り巻く様々な課題に対する取組を一層充実していくことが求められています。

そのため、前計画を見直し、地域共生社会の実現に向けた取組を計画的・継続的に推進していくために、新たな指針として「第５次豊田市障がい者ライフサポートプラン（以下「本計画」という。）」を策定します。

**２　計画の位置づけ**

本計画は、障がい者基本法に基づき、本市の障がい福祉施策の方向性等を定めた「豊田市障がい者計画」、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障がい者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づき、障がい福祉サービス等の利用見込みや提供体制を定める「第６期豊田市障がい福祉計画」、「第２期豊田市障がい児福祉計画」の３つの性格を併せ持つ計画として策定するものです。

豊田市障がい者計画

根拠法：障がい者基本法第11条第3項に規定する市町村障がい者計画

豊田市障がい福祉計画

根拠法：障がい者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障がい福祉計画

豊田市障がい児福祉計画

根拠法：児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障がい児福祉計画

本計画は、上位計画である国の「第4次障がい者基本計画」、愛知県の「あいち障がい者福祉プラン」、豊田市の「第8次豊田市総合計画」や、豊田市の福祉に関する基盤計画である「豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」との整合を図っています。

また、「豊田市子ども総合計画」や「豊田市教育行政計画」等の障がい福祉施策に関連した個別計画とも整合を図り、効果的に施策を推進していきます。

**３　計画期間**

本計画の計画期間は、2021年度から2026年度までの6年間です。

ただし、計画策定から3年後に中間見直しを行い、「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」を定め、本計画に含めます。

**４　障がい者・障がい児の定義**

各法における障がい者の定義は次のとおりです。

障がい者基本法

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者

障がい者総合支援法・児童福祉法

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む。）及び治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病（以下「難病等」という。）であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者

これらの考えを基本とし、本計画における「障がい者」、「障がい児」を次のとおり定義します。

障がい者

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい者を含む。）、難病等その他の心身機能の障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者

障がい児

障がい者のうち１８歳未満である者

**５　計画の進捗管理**

**（１）計画の普及・啓発**

計画の推進においては、市民の理解が重要であり、本計画を広く公表し、市民への周知に努めます。また、関係機関や障がい者団体等と連携し、情報が得にくい環境にある障がい者に配慮した、きめ細かい広報・啓発を進めます。

**（２）計画の推進体制**

計画の効果的な展開を図り、障がい者のより良い暮らしの実現を目指していくためには、行政を始め、当事者、事業者、各分野における関係機関、地域などの様々な主体がそれぞれの役割を果たし、連携して取組を進めていくことが重要です。本計画の推進においては、各主体の積極的な参加による「きょう働」の体制を基本とします。

また、本計画では、次の３つの会議を中心に計画の進捗状況の確認及び見直し等をおこなっていきます。

豊田市社会福祉審議会（障がい者専門分科会）

学識者や関係機関による計画全体の進捗状況の確認及び見直し等を協議する場

豊田市障がい者計画推進懇話会

当事者による障がい者施策に関するニーズの把握や具体的な施策の意見・提案を行う場

豊田市地域自立支援協議会

支援機関、特別支援学校、企業等による新たな地域課題の発見とそれに対応する支援策の検討を行う場

**（３）計画の進捗管理と評価**

本計画の推進に向けて、「PDCAサイクル（計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action））」に基づき、効果的な計画の進捗管理を行います。

また、施策の実施状況や指標の達成状況を点検・評価することで、着実な計画の推進を図ります。

**第２章　計画の基本的な考え方**

**１　基本理念と基本目標の設定**

**（１）基本理念の設定**

前計画では、「市民一人ひとりが、障がいのある人もない人も分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重しながら地域社会で共生するノーマライゼーション社会の創造」を基本理念とし、障がいの理解・啓発に関する取組や障がい者の生活環境整備など様々な施策を進めてきました。

その結果、市民の障がいに関する関心度の向上や障がい者の日中活動場所の整備が進むといった成果が見られました。

一方、医療の進歩等により重度障がい者の増加や、介護者の高齢化に伴い、親亡き後への不安感が増大するなど、障がい福祉分野においても高齢化が大きな課題となっています。

また、地域共生の意識が高まり、障がいの有無にかかわらず、地域で子育てがしたいというニーズが高まってきているなど、新たな課題への対応が求められています。

こうした状況から、障がいの有無や程度にかかわらず誰もが、住み慣れた地域で安心して生活できる環境整備や、自らが望む生き方を選択でき、自分らしく活躍できる環境の整備を一層進める必要があります。

そのため、本計画における基本理念は、前計画の「ノーマライゼーション社会」の理念を継承・発展させ、「障がいのある人もない人も分け隔てなく誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現」と設定しました。

**（２）基本目標の設定**

基本理念を達成するために本計画における目指すまちの姿から、次の基本目標を設定しました。

障がいの有無や程度にかかわらず誰もが暮らしやすいまち

住み慣れた地域で安心して生活できるまち

自らが望む生き方を選択でき自分らしく活躍できるまち

**２　施策分野の設定**

本計画の施策分野は、国が定める「第4次障がい者基本計画」における施策分野を基本としつつ、本市の実情に応じて設定しています。

前計画では、「障がい者理解」や「保健・医療」など、７つの施策分野に分類し、施策を推進してきましたが、本市において、2021年４月に「地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例」が施行され、相互理解の促進と意思疎通の円滑化に向けた取組が一層求められていることから「意思疎通支援・情報保障」を新たに施策分野として位置づけました。

さらに、2019年に国において「障がい者活躍推進プラン」が策定されるなど、スポーツや文化芸術活動等への取組の充実が求められており、本市が実施した当事者への実態調査においても、趣味・教養に関する活動やスポーツ活動等へのニーズが高いことから、「生涯活躍」を新たに施策分野として位置づけました。

こうした状況から、本計画では、基本理念、基本目標を達成するための施策の方向性を９つの施策分野に分類し、施策を推進していきます。

**３　施策分野**

**施策分野１　まちと心のバリアフリー**

障がいに関する啓発活動等を通じて、まちや心にある社会的障壁等の解消を進め、障がい者にとって暮らしやすい生活環境づくりを推進します。

**施策分野２　権利擁護・虐待防止**

障がい者の多様な相談を受け止め、総合的に対応できる体制を整え、包括的な支援を進めるとともに、意思や権利を守り、虐待を防止する取組を進めます。

**施策分野３　意思疎通支援・情報保障**

障がいの有無にかかわらず、円滑に意思疎通が図れるように、意思疎通に関する理解促進を進めるとともに、多様な意思疎通手段を利用する機会を確保します。

また、行政等が発信する情報を獲得できる環境の整備を進めます。

**施策分野４　事業所整備・運営支援**

障がい者の日常生活及び社会生活の充実と介護者の負担軽減や親亡き後の不安の解消を図るために、必要となる障がい福祉サービス事業所の整備・運営に係る支援を行います。

**施策分野５　保健・医療**

精神障がい者が地域で安心して暮らすために、医療・福祉・住まい、社会参加などの包括的な支援体制を整備します。

障がいの原因となる疾病等の予防や障がいの早期発見と治療に対する支援を進めます。

**施策分野６　防災・防犯**

自然災害や感染症の拡大など、緊急時における地域や障がい福祉サービス事業所の防災体制の強化を図ります。

障がい者を狙った犯罪を防ぐために、防犯意識の醸成に向けた取組を行います。

**施策分野７　教育・保育・子育て**

自らが望む教育、保育環境等を選択できるように、学校やこども園等の受入体制の充実を図るとともに、障がい児への療育支援を行い、地域における安心した子育て環境を整備します。

**施策分野８　就労・雇用**

障がい者の経済的・社会的自立に向けて、国と連携し、一般就労の促進を図るとともに、就労継続支援事業所等の物品等の販売促進に向けた支援を行い、工賃の向上を図ります。

**施策分野９　生涯活躍**

障がい者が生涯を豊かに過ごし、いきいきと活躍するために、文化活動やスポーツ等の実施及び鑑賞（観戦）の機会を提供します。

**第３章　施策の展開**

**１　まちと心のバリアフリー**

**めざす姿**

障がいの適切な理解に基づき、合理的配慮が提供されている

誰もが利用しやすい施設・設備が整っている

**背景**

2016年に障がい者差別解消法が施行され、障がい者への合理的配慮の提供が求められています。

合理的配慮の提供を推進するためには、障がいについての適切な理解に基づいて支え合う「心のバリアフリー」を社会全体で推進することが必要です。

公共施設や公共交通機関を始めとする本市のまちを構成するハード面においても、障がいの有無にかかわらず、誰もが利用しやすい施設・設備であることが求められています。

市民や事業者など多様な主体を対象とした啓発活動を通して、更なる「心のバリアフリー」の推進に取り組んでいくことが重要です。

**推進する施策**

**理解・啓発活動の推進**

互いの人格と個性を尊重しながら、全ての市民が地域で共生できる社会を実現するため、障がい特性や障がい者に対する接しかたについて、講座や講演会など様々な形式で理解を促進します。

**障がい者の差別の解消・合理的配慮の推進**

障がいに基づくあらゆる差別を解消するとともに、必要に応じた合理的配慮が提供されるよう、行政、市民、企業等を対象に福祉教育を推進します。

**重点施策　理解・啓発活動の推進**

本市はこれまで、当事者と連携し、ガイドブックや映像資料等の作成や、それらを活用した出前講座を実施し、行政、市民、企業等を対象に理解・啓発活動を進めてきました。

その結果、障がい福祉について関心がある市民の割合は少しずつ高くなっています。

一方、当事者への実態調査によると、差別を受けたり、嫌な思いをしたりしたことがあるかたがいるなど、障がい者が地域で安心して暮らすための取組として理解・啓発活動はいまだに高いニーズがあります。

そのため、本計画では、理解・啓発活動の推進を重点施策として位置づけ、引き続き、市民への理解・啓発活動に力を入れて取り組んでいきます。

**主な事業**

**心のバリアフリー推進講座**

当事者と連携し、障がい者差別解消法の内容や、障がい者の生活、合理的配慮のポイントを伝える出前講座を行います。

特に、本計画期間は企業の受講を促し、市全体で障がいへの理解が進み、合理的配慮が提供されるまちを目指します。

**成果指標**

障がい福祉について関心がある市民の割合の増加を目指します。

指標内容

障がい福祉について「非常に関心がある」「ある程度関心がある」と答えたかたの割合

現状ち（2019年度）

53.8％

**２　権利擁護・虐待防止**

**めざす姿**

自らの意思が尊重され、障がい者の権利が守られている

虐待の未然の防止や早期発見のための相談体制が整っている

**背景**

障がい者虐待防止法では、虐待の防止と早期発見のための市の責務が示されており、相談支援事業者など関係機関との連携協力体制の整備など、人権擁護体制の充実が必要です。

本市では、2020年３月に「豊田市成年後見制度利用促進計画」を策定し、成年後見制度に関する相談支援や市民後見人の養成など、権利擁護支援の充実に向けた取組を進めています。

近年の相談内容は、障がい福祉分野に加えて、80歳代の親と、50歳代のひきこもり状態で独身無職の子が同居しているハチマルゴーマル問題のように高齢福祉や生活困窮など複合的な相談が増加しており、これらの支援ニーズに対して包括的に対応する体制が求められています。

**推進する施策**

**重層的支援体制の推進**

地域住民が抱える複雑化・複合化した課題に対応するために、障がい福祉や高齢福祉などの分野を超えた包括的な相談体制や重層的な支援体制の構築を推進します。

**成年後見制度の利用促進**

成年後見制度の周知・啓発を行いながら、市民後見人の養成や制度の利用に向けた支援を行います。

**障がい者虐待の防止**

障がい者虐待の相談窓口を設置し、虐待の早期発見と迅速な対応に努めるとともに、相談支援事業所と連携し、虐待の未然防止に努めます。

**重点施策　重層的支援体制の推進**

2018年の社会福祉法の改正において、「住民に身近な圏域において、分野を超えた地域生活課題に関する相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制」や「複合化した地域生活課題を解決するための体制」が求められ、本市においても各支所に「福祉の相談窓口」を開設するなどの取組を進めてきました。

障がい福祉分野においても、家族介護者の高齢化等に伴い、介護者自身への支援が必要になるなど、家庭全体を支えていく相談対応が求められています。

複雑化・複合化する支援ニーズに対して、各分野における相談支援を一体てきに捉え、アウトリーチを含む「断らない相談支援」を目指し、関係機関と連携した重層的な支援体制の構築を進めます。

**主な事業**

**重層的支援体制推進事業**

相談者の世代、相談内容等にかかわらず、包括的に相談を受け止めて対応します。

また、複雑化・複合化した相談内容に対して、関係機関と連携し、既存の取組では対応できない狭間のニーズへの対応や、地域づくりに向けた支援を行います。

本市における「重層的支援体制推進事業」について、本編34ページに詳細を掲載しています。

**成果指標**

地域における包括的な相談体制を整備し、潜在化した地域課題を掘り起こすことにより、相談窓口への相談件数の増加を目指します。

指標内容

総合相談窓口への相談件数

現状ち（2019年度）

実件数　516件

延べ件数　1,684件

**３　意思疎通支援・情報保障**

**めざす姿**

互いを認め合い相手の意思を尊重する市民意識が醸成されている

多様な意思疎通手段を利用する機会が確保されている

**背景**

日常生活や社会生活を営む上で、自身の意思を表明するとともに、他者との相互理解を深めるためには、意思疎通が不可欠です。このため、様々な障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段が利用できる環境を整備することが必要です。

当事者への実態調査においては、3割以上の人が「意思疎通に困ることがある」と回答しており、意思疎通に不安を抱えた障がい者が依然として多くいます。

本市では「地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例」を2021年４月に施行し、相互理解の促進と意思疎通の円滑化に向けて積極的に取り組んでいきます。

**推進する施策**

**相互理解の促進・意思疎通の円滑化**

円滑な意思疎通を通じて、一人ひとりが地域社会とつながるために、条例の趣旨を啓発し、手話言語の理解を含めた相互理解の促進に係る取組や、多様な意思疎通手段が利用されるための取組を実施します。

**情報保障の環境整備**

行政等から発信される様々な情報や図書資料において、音声、点字、手話、やさしい日本語など多様な手段を用いて情報を伝える体制を整え、障がいを理由とする情報バリアの解消を図ります。

**重点施策　相互理解の促進・意思疎通の円滑化**

本市は、多様な地域性を生かし合いながらきょうどうによるまちづくりを進めてきましたが、障がいの特性等の違いから、相互理解及び意思疎通にいまだに隔たりがあり、その隔たりの解消を一層図っていく必要があります。

そこで、「地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例」を2021年４月に施行し、互いを認め合い、相手の意思を尊重し、多様な意思疎通手段を利用することの重要性を認め、その機会の確保及び拡大を図るための環境整備を進めます。

**主な事業**

**条例の周知と行動計画の推進**

条例の内容について、パンフレットを作成し、行政、市民、企業等を対象に周知を図ります。

また、条例の目的の達成に向け、人材育成など具体的な取組を示した行動計画を推進し、相互理解の促進と意思疎通の円滑化を図ります。

**成果指標**

障がいが原因で、家族や介護者以外との意思疎通に困る機会がある障がい者の割合の低下を目指します。

指標内容

意思疎通に困ることがある機会について「よくある」「時々ある」と答えた障がい者の割合

現状ち（2019年度）

34.0％

**４　事業所整備・運営支援**

**めざす姿**

必要とされる障がい福祉サービス等の提供体制が整っている

家族介護者への支援体制が整っている

**背景**

障がい者が地域で日常生活や社会生活を営んでいくためには、障がい種別やライフステージ、居住地域にかかわらず、生活に必要なサービスを適切に利用できる環境を整備することが必要です。

本市では、「第5期豊田市障がい福祉計画」に基づき、障がい福祉サービスの提供体制の充実を図ってきましたが、近年、医学の進歩等により重症 心身 障がい者、医療てきケアが必要なかた、強度行動障がいのある方等（以下「重度障がい者」という。）が増加しており、その受入れが可能な事業所の不足が課題となっています。

事業所への実態調査では、半数以上の事業所が職員体制、障がいの程度などの要因から、サービスの提供ができなかったことがあると回答しており、事業所整備に加え、既存事業所における人材確保・育成といった運営面の支援を進めていくことが求められています。

**推進する施策**

**重度障がい者の受入れの促進**

専門的な人材の育成や医療型短期入所利用時における生活介護事業所等への送迎手段を確保し、障がい福祉サービス事業所における重度障がい者の受入れを促進します。

**福祉人材の確保・育成**

人材確保に係る費用の補助や研修会を通じ、人材の確保や育成を図ります。

**介護者負担の軽減**

重度障がい者の介護者の負担軽減のため、医療機関や障がい者支援施設等と連携したレスパイト事業等を推進します。

**居住の場の確保**

建設費や運営費等の補助を行い、グループホームなどの居住の場の確保に努めます。

**重点施策　重度障がい者の受入れの促進**

本市はこれまで、日中活動場所等の確保など、不足している障がい福祉サービスの量的整備に力を入れて取り組んできました。

本市の整備支援施策と事業者における自発的な整備により、障がい福祉サービス事業所の数は増加してきましたが、一方で、近年の医学の進歩等により増加した重度障がい者のニーズに対応できる事業所がいまだ多くありません。

本計画では、これまで進めてきた施設整備補助事業などの量的整備に加え、重度障がい者の対応が可能な事業所の増加を目指し、事業所における専門的人材の確保や育成に係る取組を進めます。

また、重度障がい者の受入れの促進を図るために、医療機関との連携や人材育成も併せて進めます

**主な事業**

**強度行動 障がい 支援者養成事業**

強度行動 障がい 支援者養成研修を開催し、専門的人材の育成を図ります。

強度行動障がい者への支援の実績がある障がい福祉サービス事業所と連携し、市内の事業所に対し、訪問研修やアドバイザー派遣等を実施します。

**成果指標**

重度障がい者の受入れを行う事業所すうの増加を目指します。

指標内容

強度行動障がいのある方の受入れを行う事業所すう

現状ち（2019年度）

生活介護　29か所

共同生活援助　７か所

指標内容

医療てきケアが必要なかたの受入れを行う事業所すう

現状ち（2019年度）

生活介護　12か所

共同生活援助　3か所

**５　保健・医療**

**めざす姿**

障がいの種別や程度にかかわらず、健康を保ち、必要な時に適切な医療が受けられる

**背景**

障がい者が地域社会で安心して生活していくためには、健康を保ち、必要な時に医療を受けられる環境が必要です。

本市では、障がい者の保健・医療の向上に努めていますが、医師とのコミュニケーションが取りづらく、身近な医療機関で医療が受けにくい状況が見受けられます。

発達障がいについては、乳幼児期における早期発見と早期支援・療育が重要であり、こども発達センターを拠点に、本人・家族・地域を対象とした早期療育支援体制の充実が必要です。

また、ハチゼロゴーゼロ問題対策の一つとして、ひきこもりの要因又は状態に対する精神保健の側面からの支援が求められています。

精神保健福祉分野については、障がい福祉計画の策定に当たって即すべき事項について定めた国の基本指針において「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」が示され、地域における医療・福祉・住まい、社会参加などの包括的な体制の整備が求められています。

**推進する施策**

**精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築**

精神障がい者の地域移行・地域定着のため、長期入院者等の退院後の生活支援や相談支援等において、保健・医療・福祉関係者による協議・連携を基盤とした包括的な支援体制の整備を進めます。

**障がいの早期発見・治療に対する支援**

障がい者一人ひとりに適切な保健・医療サービスを提供するとともに、障がいの原因となる疾病等の予防や早期治療の支援に努めます。

**重点施策　精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築**

精神障がい者の数は近年増加傾向にあり、精神障がい者の地域移行・地域定着の支援をより推進していく必要があります。

また、本市における長期入院者の退院後の再入院率が、国・県と比較して高い割合にあることから、地域の医療や福祉などの関係機関との連携が一層必要です。

本市では、国が推進する「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念に基づき、精神障がい者やその家族を支援する関係機関との協議の場を通じて、課題の整理や必要な取組を検討しながら、本市における精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築を目指します。

本市における「精神障がいに対応した地域包括ケアシステム」について、本編36ページに詳細を掲載しています。

**主な事業**

**措置入院者の退院後支援事業**

措置入院者が退院後に必要な医療等の支援を継続的かつ確実に受けられ、社会復帰の促進等を図ることができるよう、退院後の支援計画を作成し、関係機関と連携します。

**精神障がい者家族相談支援事業**

精神障がい者本人やその家族が悩みを抱え込まず、当事者同士が支えあえる相談の場や居場所を提供し、社会的活動の一歩となるよう支援します。

**成果指標**

精神科病院での入院期間が１年以上の医療保護入院者の減少を目指します。

指標内容

1年以上の医療保護入院者数

現状ち（2019年度）

140人

**６　防災・防犯**

**めざす姿**

緊急時に障がい者が安全・安心に過ごすことができる

一人ひとりが防犯の意識を持ち、障がい者等を狙った犯罪を防ぐことができる

**背景**

近年、日本では異常気象や震災、ふうすいがいなどの自然災害が多発しており、本市においても自然災害時に必要な支援を適切に提供できる体制整備が急務となっています。

障がい福祉分野においては、市全体の防災対策に加え、継続した障がい福祉サービスの提供体制を確保することが求められています。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により、新しい生活様式に沿った防災対策も必要となっています。

また、障がい者や高齢者を狙った詐欺などが多発しており、障がい者の防犯、消費者被害の防止等に向けた取組も重要です。

**推進する施策**

**自然災害及び感染症対策の推進**

自然災害への備えに関する啓発活動や事業所の災害時におけるBCP（業務継続計画）策定を進めるとともに、新型コロナウイルス等の感染症対策を強化します。

**防犯対策の推進**

防犯環境の整備や地域の防犯・見守り活動への支援を進めるとともに、詐欺などの消費者被害を防ぐため、関係機関と連携し、被害防止や相談対応等のネットワーク支援体制を充実します。

**重点施策　自然災害及び感染症対策の推進**

近年、全国で多発する自然災害の影響により、当事者における防災意識は高まっています。

また、2020年に感染が拡大した新型コロナウイルスの影響により、新しい生活様式での避難生活など災害時における新たな対策が必要とされています。

本市では、障がい福祉サービス事業所における災害時のBCPの策定に取り組んでいますが、策定率はいまだ低い状況です。

本計画期間において、新たな検討会を設置し、感染症対策を踏まえた障がい福祉サービス事業所における防災体制や地域との連携をより強化していきます。

**主な事業**

**事業所の防災体制強化策の推進**

障がい福祉サービス事業所に対し、研修会の開催やワークショップ等を行い、防災意識を高めていく体制の強化を図ります。

「（仮称）要支援者に関わる避難じょ支援体制検討会」を設置し、福祉避難所等における要支援者の支援に関する検討を進めます。

**成果指標**

障がい福祉サービス事業所における災害時のBCPの策定率の上昇を目指します。

指標内容

震災時のBCPを策定している障がい福祉サービス事業所の割合

現状ち（2019年度）

10.4％

指標内容

ふうすいがい時のBCPを策定している障がい福祉サービス事業所の割合

現状ち（2019年度）

7.5％

**7　教育・保育・子育て**

**めざす姿**

自らが望む教育・保育環境を選択することができる

ライフステージに応じて切れ目のない支援が受けられ、地域で安心して子育てができる

**背景**

近年、発達障がいや医療てきケアを必要とする障がい児等が増加傾向であり、障がいの状況も多様化・重度化してきています。

国の「第4次障がい者基本計画」では、障がいの有無にかかわらず誰もがともに教育を受けられる仕組みの整備が必要と示されています。

本市においても、特別支援教育、障がい児保育等、様々な課題に対して、関係機関と連携し、自らが望む教育環境や保育環境が選択できる体制やライフステージの変化に対応した切れ目のない支援が受けられる仕組みが必要です。

**推進する施策**

**地域のこども園での受入体制の充実**

人材育成やこども発達センターとの連携を推進し、医療てきケアが必要な障がい児等が地域のこども園に通園できる体制を整備します。

**インクルーシブ教育システムの構築**

通常の学級、特別支援学級、特別支援学校など多様な学びの場における一人ひとりに合った教育を推進します。

**障がい児支援の充実**

福祉・教育・保育・医療などの関係機関の連携を強化し、障がい児や保護者への相談支援体制を充実するほか、障がい児への支援に必要な人材育成を推進します。

**重点施策　地域のこども園での受入体制の充実**

共働き世帯の増加や地域で子育てがしたいというニーズの顕在化により、障がいの有無にかかわらず、地域のこども園への通園希望が増加しています。

本市ではかはい保育士を配置するなど、可能な限り希望に沿った保育環境の整備に努めていますが、近年、増加傾向にある重症 心身 障がい児や医療てきケアが必要な障がい児（以下「医ケア児等」という。）への対応能力の向上が一層求められています。

本計画では、保育士の人材育成を図るとともに、障がい児支援を専門とするこども発達センターとの連携体制を強化し、地域のこども園における障がい児の受入体制の充実を図ります。

**主な事業**

**保育士の研修**

障がい児の対応を学ぶために、保育士をこども発達センターに研修派遣します。また、喀痰吸引等研修を受講し、一部の医療てきケアを行うことができる保育士を育成します。

**こども発達センターにおける保育所等訪問支援事業**

地域のこども園等を訪問し、障がい児に対して、集団生活への適応のための専門的支援を行います。

**成果指標**

医ケア児等を受け入れた地域のこども園の数を指標とします。

ただし、通園ニーズは毎年変化するため、受け入れる園の数の上昇ではなく、ニーズに対応した受入れができているかを確認、評価します。

指標内容

医ケア児等をニーズに応じて受け入れた地域のこども園の数

**８　就労・雇用**

**めざす姿**

障がい者が自分に合った働きかたが選択できる

障がい者が安心して働くことのできる職場環境が整っている

**背景**

障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を送るためには、その能力と適性に応じた就労環境が必要です。

障がい者雇用促進法においては、法定雇用率の引あげや雇用分野における合理的配慮の提供など、雇用と就労環境の両面からの取組が求められています。

本市では、障がい者の就労促進も含め、雇用対策事業における連携強化を図るため愛知労働局と雇用対策協定を結び、市内企業への障がい者の雇用要請や実習先開拓を進めています。

障がい者の一般就労に向けては、就労移行支援の充実や就労に関する情報提供、就労後の定着支援など総合的な支援体制が重要です。加えて、障がい者が自分に合った働きかたを実現するためには、多様な働きかたが選択できる環境が重要であり、就労の場の拡大や働きかたの多様化などを推進していくことが必要です。

**推進する施策**

**障がい者の一般就労の促進**

障がい者の自立を支援するため、企業への啓発と支援体制の充実、雇用の場の開拓、就労後の定着支援などを通して、障がい者の一般就労を推進します。

**就労継続支援事業所等の工賃の向上**

就労継続支援事業所等から、優先的な物品等の調達や仕事の発注を進めるとともに、企業や地域などに対して、福祉施設で作られた物品の販促活動等を行い、障がい者の工賃向上を推進します。

**重点施策　障がい者の一般就労の促進**

働く意欲のある障がい者がその適性に応じた能力を十分に発揮することができるように、多様な就業の機会を確保するとともに、企業における障がい理解の促進を図る必要があります。

また、本市では近年、就労移行支援事業所が増加し、一般就労への移行者も増加傾向です。

今後は、障がい者就労・生活支援センターや就労移行支援事業所と連携を図りつつ、一般就労への移行や就労後の職場定着への支援を行います。

**主な事業**

**障がい者就労・生活支援センターによる職場開拓**

就労支援員が企業を訪問し、障がい者雇用に関する啓発等を行い、雇用の促進を図ります。

**公共施設等における職場体験事業**

障がい者が公共施設等における職場体験を行うことで、就労意欲を向上させるほか、職場体験事業を通じて、受入先の障がい理解を促進します。

**成果指標**

就労移行支援事業所等の障がい福祉サービス事業所を通じて、一般就労へ移行した人数の増加を目指します。

指標内容

障がい福祉サービス等を通じて一般就労した障がい者の数

現状ち（2019年度）

64人

**９　生涯活躍**

**めざす姿**

自らの個性を生かし、いつまでもいきいきと活躍できている

文化活動やスポーツ活動など多様な活躍の場が整っている

**背景**

国において2019年に「障がい者活躍推進プラン」が策定され、文化・スポーツ等、障がい者が自らの個性を生かして参加できる社会づくりが求められています。

文化活動においては、より多くの障がい者が鑑賞、創造、発表等の多様な文化活動に参加できる環境づくりが求められています。

障がい者のスポーツへの参画を進めるためには、身近な場所でスポーツに親しむことができる環境づくりや、障がい者がスポーツに関心を持つ機会を創出する社会づくりを進めていく必要があります。

**推進する施策**

**障がい者の文化・スポーツ活動の推進**

学びの場や文化・スポーツなどに関わる機会を拡充し、生涯活躍に向けた主体的な取組を支援します。また、多様な活躍の場において、障がい特性に応じた配慮・支援が提供される環境整備や人材育成を推進します。

**重点施策　障がい者の文化・スポーツ活動の推進**

障がい者の日常生活及び社会生活の充実のためには、福祉分野だけでなく、文化活動やスポーツ活動など、自らの意思による多様な学びの場の確保が重要です。

また、スポーツは学びや活躍の場としての役割のほか、体力や機能の維持や向上にも効果的です。

本市では、これまでも障がい者の文化活動やスポーツ活動に関する取組を進めてきましたが、近年の国の動向や当事者への実態調査においてニーズが高いことを受け、本計画では重点施策に位置づけ、障がい者の文化・スポーツ活動の充実に向けた取組を進めます。

**主な事業**

**障がい者スポーツ・教養教室の開催**

ニーズに応じたスポーツ教室や教養教室を開催し、多様な学びの場や活動の場を創出します。

**障がい者作品展の開催**

障がい者自らが制作した絵画や書道等の作品を展示する障がい者作品展を開催し、障がい者の文化活動の機会を創出します。

**成果指標**

文化・スポーツ活動を行う障がい者の割合は、全国ち（文化芸術活動は29.3％（2017年11月文化庁実施調査）、スポーツ・レクリエーション活動は43.7％ （2018年3月スポーツ庁実施調査））を基準値とし、中間見直しの際に比較を行います。

指標内容

文化・芸術活動を行う障がい者の割合

スポーツ・レクリエーション活動を行う障がい者の割合

**第４章　事業一覧**

計画を推進するための事業一覧です。

**施策分野１　まちと心のバリアフリー**

**重点施策　理解・啓発活動の推進**

**心のバリアフリー推進講座（障がい福祉課）**

当事者と連携し、障がい者差別解消法の内容や、障がい者の生活、合理的配慮のポイントを伝える出前講座を行います。

特に、本計画期間は企業への受講を促し、市全体で障がいへの理解が進み、合理的配慮が提供されるまちを目指します。

**イベント等を通じた市民啓発活動（障がい福祉課）**

世界自閉症啓発デーや障がい者週間などに合わせ、市民への啓発活動を実施します。

**障がい理解促進のための市職員研修（障がい福祉課）**

障がいに対する市職員の理解を促進することで、行政サービスの向上を図ります。

**精神保健福祉地域普及講演会（保健支援課）**

地域住民等を対象に、精神障がいに関する知識の普及や理解促進を図るため、講演会を実施します。

**障がい理解のための実践教室（社会福祉協議会）**

障がいのある方の気持ちやその暮らしを理解し、日常的に障がい者への配慮が実践されるように、学校等において障がい者との交流や障がいについての学びの機会を提供します。

**福祉学習のための資料等の貸出（図書館管理課）**

障がいへの理解を促進するため、学校での福祉についての学習に点字資料や視覚障がい者用の録音再生機等の貸出を行います。

**中央図書館によるバリアフリーイベント等の開催（図書館管理課）**

障がいへの理解を促進するため、障がいの有無にかかわらず楽しめるイベント（バリアフリー映画上映会等）を実施します。

**基本施策　障がい者の差別の解消・合理的配慮の推進**

**居住支援協議会の設立・運営（定住促進課）**

住宅確保において配慮が必要なかたが民間賃貸住宅へ円滑に入居するための協議会を設立し、構成団体の各窓口で相談業務を行います。

**セーフティネット住宅の登録促進（定住促進課）**

住宅確保において配慮が必要なかたの入居を拒まない住宅の登録を促進します。

**愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例に沿った整備指導（建築相談課）**

「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、誰もが利用しやすい建築物等の整備を促進します。

**福祉車両による移送サービス（障がい福祉課）**

車いす等を利用していることで、公共交通機関等の利用が困難なかたの移動手段を確保するため、リフト付き車両による移送を実施します。

**施策分野２　権利擁護・虐待防止**

**重点施策　重層的支援体制の推進**

**重層的支援体制推進事業（福祉総合相談課）**

相談者の世代、相談内容等にかかわらず、包括的に相談を受け止めて対応します。

また、複雑化・複合化した相談内容に対して、関係機関と連携し、既存の取組では対応できない狭間のニーズへの対応や、地域づくりに向けた支援を行います。

**常時の相談体制整備（障がい福祉課）**

緊急時に支援が必要な家庭を事前に把握・登録し、夜間や休日を含めた常時の相談体制を整えます。

**障がい者相談支援事業（障がい福祉課）**

障がい福祉サービスの利用や就労に関することなど、生活全般の相談に応じ、障がい者の日常生活及び社会生活を支援します。

**生活困窮者自立支援事業（福祉総合相談課）**

生活困窮や社会からの孤立状態にある障がい者に対して伴走型支援を行いながら、相談による困りごとの受け止めや課題解決に向けた支援計画作成、就労準備支援や家計改善支援などを実施します。

**日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）**

判断能力が十分ではなく、日常生活に不安を抱えている知的障がい者や精神障がい者等を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行います。

**生活支援員派遣事業（社会福祉協議会）**

判断能力はあるが、日常生活に必要な各種手続き及び日常的な金銭管理等が困難かつ親族等の支援が期待できない身体障がい者、身体の不自由な高齢者、豊田市生活困窮者自立支援事業の支援決定者を対象に、日常的な金銭管理等を行います。

**基本施策　成年後見制度の利用促進**

**成年後見制度利用支援（福祉総合相談課）**

知的障がいや精神障がいにより判断能力が不十分な人の成年後見制度の利用手続きを、親族の代わりに豊田市が行います。また、後見人等の報酬費用を支払うことが困難な人に対して、その費用を補助します。

**基本施策　障がい者虐待の防止**

**障がい者虐待対応研修（福祉総合相談課）**

障がい者虐待の早期発見と関係機関の連携強化を目的に、障がい者虐待に関する研修会を開催します。

**障がい者虐待相談（福祉総合相談課）**

障がい者虐待の相談窓口を設置し、虐待を受けている障がい者の安全の確保や養護者の支援、虐待をおこなった事業者への指導等を実施し、虐待防止に取り組みます。

**施策分野３　意思疎通支援・情報保障**

**重点施策　相互理解の促進・意思疎通の円滑化**

**地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例の周知と行動計画の推進（障がい福祉課）**

条例の内容について、パンフレットを作成し、行政、市民、企業等を対象に周知を図ります。

また、条例の目的の達成に向け、人材育成など具体的な取組を示した行動計画を推進し、相互理解の促進と意思疎通の円滑化を図ります。

**ICTを活用した意思疎通支援（障がい福祉課）**

様々な場面において意思疎通支援が必要な場合に、電話リレーサービスや遠隔手話通訳サービス等ICTを活用した意思疎通支援策を展開します。

**意思疎通に関する市民向け体験講座の開催（障がい福祉課）**

手話、点字、要約筆記、音やく等の体験講座を開催し、多様な意思疎通手段を学ぶことができる機会を提供します。

**意思疎通・情報保障に関する職員研修の実施（障がい福祉課）**

簡単な手話や点字等の意思疎通手段が市役所の窓口全体で提供されるように、市職員に向けた研修会を実施します。

**コミュニケーション支援ボードの活用拡大（障がい福祉課）**

災害時に限らず、平時における意思疎通を支援するために、様々な場面に応じた支援ボードの作成等を検討します。

**意思疎通支援者の派遣（障がい福祉課）**

聴覚障がい者が必要な情報を収集したり、意思疎通したりするための支援として、学校の入学式等の公的行事や医療機関への受診時等に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

**意思疎通支援者の養成（障がい福祉課）**

意思疎通支援者を養成するため、市民向け講習会を実施します。

**緊急通報時の手話通訳派遣（消防本部指令課）**

消防本部へのNet119、メール119及びFAX119による通報の際に、必要に応じて手話通訳者を搬送先の病院へ派遣します。

**メール119（消防本部指令課）**

音声による119番通報が困難な場合に、メール機能を使用した119番通報に対応します。

**Net119緊急通報システム（消防本部指令課）**

音声による119番通報が困難な場合に、携帯電話やスマートフォンなどの位置情報支援サービスや画像送信機能等を利用した119番通報に対応します。

**（再掲）心のバリアフリー推進講座（障がい福祉課）**

当事者と連携し、障がい者差別解消法の内容や、障がい者の生活、合理的配慮のポイントを伝える出前講座を行います。

特に、本計画期間は企業への受講を促し、市全体で障がいへの理解が進み、合理的配慮が提供されるまちを目指します。

**（再掲）イベント等を通じた市民啓発活動（障がい福祉課）**

世界自閉症啓発デーや障がい者週間などに合わせ、市民への啓発活動を実施します。

**（再掲）障がい理解促進のための市職員研修（障がい福祉課）**

障がいに対する市職員の理解を促進することで、行政サービスの向上を図ります。

**（再掲）障がい理解のための実践教室（社会福祉協議会）**

障がいのある方の気持ちやその暮らしを理解し、日常的に障がい者への配慮が実践されるように、学校等において障がい者との交流や障がいについての学びの機会を提供します。

**基本施策　情報保障の環境整備**

**広報とよたの点訳・音訳（市政発信課）**

広報とよたを点やく・音やくし、視覚障がい者へ市政の内容を伝えます。

**図書館ボランティア講座（図書館管理課）**

点やくや音やく資料等の作成協力者であるボランティアの養成及びスキルアップに向けた講座を実施します。

**視覚障がい者等が利用しやすい資料の充実（図書館管理課）**

点字や録音による図書や副音声や字幕ガイドがついた映像資料等の購入や作成を進め、貸出を行います。

**図書の対面朗読（図書館管理課）**

活字の本を読むことが難しい障がい者に対し、ボランティアによる朗読サービスを実施します。

**施策分野４　事業所整備・運営支援**

**重点施策　重度障がい者の受入れの促進**

**強度行動 障がい 支援者養成事業（福祉事業団）（障がい福祉課）**

強度行動 障がい 支援者養成研修を開催し、専門的の育成を図ります。

強度行動障がい者への支援の実績がある障がい福祉サービス事業所と連携し、市内の事業所に対し訪問研修やアドバイザー派遣等を実施します。

**地域生活支援拠点等の運営（障がい福祉課）**

障がい者の重度化・高齢化や親亡き後に備えるために緊急時の対応やグループホームの体験事業等を実施します。

**認定特定行為業務従事者の育成（福祉事業団）**

医療てきケアが必要なかたに対応できる支援者を育成するために、喀痰吸引等研修などを開催します。

**医療型短期入所・レスパイト事業実施医療機関に対する研修会の実施（障がい福祉課）（福祉事業団）**

医療型短期入所・レスパイト事業の実施医療機関等を対象に、重症 心身 障がい者等の障がい特性や支援方法を伝える研修会を実施します。

**民間障がい者施設の看護師配置支援（障がい福祉課）**

日中活動系の障がい福祉サービス事業所における重度障がい者の受入れの促進を図るために、看護職員の配置に係る費用の一部を助成します。

**重症 心身 障がい者短期入所利用支援（障がい福祉課）**

短期入所事業所における重症 心身 障がい者の受入れの促進を図るために、短期入所の実施に必要な費用の一部を助成します。

**基本施策　福祉人材の確保・育成**

**障がい者支援職員研修会の開催（福祉事業団）**

障がい福祉サービスに関わる人材育成の一環として、障がい者支援に携わる人が集い学べる場を企画します。特にニーズの高い、重度障がい者支援に必要な知識と介護技術を中心に、実践的な研修会を開催します。

**精神障がい者支援従事者研修（保健支援課）**

精神障がい者に関わる支援者等を対象に、精神疾患や障がいの特性を理解し支援することができるよう、支援の資質向上を図るための研修等を実施します。

**発達障がい支援者養成研修（障がい福祉課）**

様々な相談機関や市の窓口で発達障がいに関する相談を適切に対応できるように、発達障がいに関する研修会を実施します。

**（再掲）強度行動 障がい 支援者養成事業（福祉事業団）（障がい福祉課）**

強度行動 障がい 支援者養成研修を開催し、専門的人材の育成を図ります。

強度行動障がい者への支援の実績がある障がい福祉サービス事業所と連携し、市内の事業所に対し訪問研修やアドバイザー派遣等を実施します。

**（再掲）認定特定行為業務従事者の育成（福祉事業団）**

医療てきケアが必要なかたに対応できる支援者を育成するために、喀痰吸引等研修などを開催します。

**（再掲）民間障がい者施設の看護師配置支援（障がい福祉課）**

日中活動系の障がい福祉サービス事業所における重度障がい者の受入れの促進を図るために、看護職員の配置に係る費用の一部を助成します。

**（再掲）重症 心身 障がい者短期入所利用支援（障がい福祉課）**

短期入所事業所における重症 心身 障がい者の受入れの促進を図るために、短期入所の実施に必要な費用の一部を助成します。

**基本施策　介護者負担の軽減**

**医療型短期入所・レスパイト事業（障がい福祉課）**

医療機関等と連携し、医療型短期入所やレスパイト事業により医療てきケアの必要な重症 心身 障がい児しゃを一時的に預かり、介護者負担の軽減を図ります。

**重症 心身 障がい・医療てきケア児者支援コーディネーターの設置（障がい福祉課）**

医療型短期入所やその他のサービスの総合的な調整を行うコーディネーターを設置します。

**医療型短期入所中の日中活動場所等への送迎支援（障がい福祉課）**

介護タクシー事業者と連携し、医療型短期入所利用時における生活介護事業所等への送迎を実施します。

**難病患者家族教室（保健支援課）**

難病患者とその家族のQOLの向上を図るため、必要な知識を深めるとともに、患者・家族同士が悩みや経験を分かち合うことにより、療養じょう・日常生活上の悩みや不安等の解消を図ります。

**共生型サービスの創出支援（障がい福祉課）**

共生型サービス事業所の増加に向けて、介護保険サービス事業所に対し、啓発と指定に関する相談支援を行います。

**（再掲）地域生活支援拠点等の運営（障がい福祉課）**

障がい者の重度化・高齢化や親亡き後に備えるために緊急時の対応やグループホームの体験事業等を実施します。

**基本施策　居住の場の確保**

**グループホームの建設等支援（障がい福祉課）**

社会福祉法人等が行う、グループホームの建設費、買取費、改修費、開設準備備品購入費、賃借運営費等の一部を補助します。

**グループホームの運営費支援（障がい福祉課）**

小規模のグループホームを運営する事業者に対し、居住者の支援区分に応じ運営費の一部を補助します。

**グループホーム家賃負担軽減（障がい福祉課）**

グループホームを運営する事業者に対し、居住者が負担すべき家賃の一部を補助し、居住者の金銭的負担の軽減を行います。

**（再掲）居住支援協議会の設立・運営（定住促進課）**

住宅確保において配慮が必要なかたが民間賃貸住宅へ円滑に入居するための協議会を設立し、窓口での相談業務を行います。

（**再掲**）**セーフティネット住宅の登録促進（定住促進課）**

住宅確保において配慮が必要なかたの入居を拒まない住宅の登録を促進します。

**施策分野５　保健・医療**

**重点施策　精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築**

**措置入院者の退院後支援事業（保健支援課）**

措置入院者が退院後に必要な医療等の支援を継続的かつ確実に受けられ、社会復帰の促進等を図ることができるよう、退院後の支援計画を作成し、関係機関と連携して支援します。

**精神障がい者家族相談支援事業（保健支援課）**

精神障がい者本人やその家族が悩みを抱え込まず、当事者同士が支えあえる相談の場や居場所を提供し、社会的活動の一歩となるよう支援します。

**当事者相互によるピアサポート（保健支援課）**

地域移行・地域定着支援の推進のため、精神障がい者の社会的自立に向けた支援を行うとともに、長期入院者に働きかけるピアサポーターを育成します。

**精神保健福祉相談（保健支援課）**

こころの悩みを抱える人やその家族が医師や保健師等の助言により、問題の整理ができるよう支援を行います。

精神科医師による相談

保健師、精神保健福祉士による相談

**（再掲）精神保健福祉地域普及講演会（保健支援課）**

地域住民等を対象に、精神障がいに関する知識の普及や理解促進を図るため、講演会を実施します。

**（再掲）精神障がい者支援従事者研修（保健支援課）**

精神障がい者に関わる支援者等を対象に、精神疾患や障がいの特性を理解し支援することができるよう、支援の資質向上を図るための研修等を実施します。

**基本施策　障がいの早期発見・治療に対する支援**

**こども発達センターのぞみ診療じょによる医療サービスの提供（福祉事業団）**

地域の施設等と協力しながら、発達に心配のある子どもたちの医療的な支援を実施します。

**障がい者歯科事業（（保）総務課）**

障がい者の歯科疾患の早期発見を図り、良好なこうくう環境を維持することを目的に、施設へ訪問し利用者の歯科健診及び施設職員に対しこうくう衛生指導を実施します。

歯科健康しん査（つうしょ施設利用者）

訪問予防指導（にゅう・つうしょ施設職員）

**依存症問題関連事業（保健支援課）**

依存症問題を抱える家族等が疾患の特性や関わりについて学ぶ場の提供や、早期に相談機関や専門機関につながるための啓発を行います。

**心理職員によるこころの相談（保健支援課）**

ひきこもり等の悩みを抱えている人や家族からの相談に応じ、相談者の抱える問題を整理し適切な機関へつながるよう支援を行います。

**難病講演会・療養相談会（保健支援課）**

難病患者とその家族及び福祉医療関係者を対象に、専門医による講演及び療養相談を行うことで、難病に関する正しい知識と理解を深め、療養じょう・日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、地域における難病患者支援を推進します。

**難病療養相談（保健支援課）**

難病患者とその家族が、医療や生活等の助言を受けることで、療養じょう・日常生活上の悩みや不安等の解消を図ります。

専門医による相談

保健師による相談

**医療機関に対する強度行動障がいに関する研修会の開催（障がい福祉課）（福祉事業団）**

医療行為が必要な強度行動障がい者の支援を目的に、医療従事者に対し、適切な支援方法等を伝える研修会を実施します。

**障がい者医療費助成（福祉医療課）**

障がい者の医療費負担の軽減を図るために、受診等にかかる自己負担額を助成します。

心身 障がい者医療費助成

精神障がい者医療費助成

福祉給付きん

**（再掲）医療型短期入所・レスパイト事業実施医療機関に対する研修会の実施（障がい福祉課）（福祉事業団）**

医療型短期入所・レスパイト事業の実施医療機関等を対象に、重症 心身 障がい者等の障がい特性や支援方法を伝える研修会を実施します。

**施策分野６　防災・防犯**

**重点施策　自然災害及び感染症対策の推進**

**事業所の防災体制強化策の推進（福祉総合相談課）**

障がい福祉サービス事業所に対し、研修会の開催やワークショップ等を行い、防災意識を高めていく体制の強化を図ります。

「（仮称）要支援者に関わる避難じょ支援体制検討会」を設置し、福祉避難所等における要支援者の支援に関する検討を進めます。

**サービス等利用計画を活用した災害時個別計画の策定促進（福祉総合相談課）**

サービス等利用計画の作成時に災害支援の視点を盛り込むことができるよう、防災の基礎知識を盛り込んだ手順書の作成や研修会を行います。

**避難行動要支援者名簿を活用した支援体制モデルの展開（福祉総合相談課）**

自治区や民生委員等の地域の関係者を対象に、災害時における地域の課題や、避難行動要支援者の支援方法を考えるための勉強会等を開催し、地域の特性に応じた支援体制の検討・構築を進めます。

また、勉強会等で検討した結果を踏まえた地域の防災訓練等の開催を支援します。

**障がい福祉サービス事業所用の衛生用品の備蓄（障がい福祉課）**

感染症の予防及び拡大時の対策として、マスクや防護服を備蓄し、必要に応じて、障がい福祉サービス事業所へ提供します。

**感染症対策の啓発・指導（障がい福祉課）**

障がい福祉サービス事業所に対して、事業所説明会等を通じて、感染症対策に向けた啓発と指導を行います。

**事業所版BCP策定支援（障がい福祉課）**

災害時や感染症拡大時における障がい福祉サービス事業所のBCP（業務継続計画）の策定に向けて、研修会の開催や様式の作成等を行います。

**基本施策　防犯対策の推進**

**犯罪情報提供ネットワーク登録制度（交通安全防犯課）**

注意喚起及び防犯意識を高めるため、市内又は近隣で発生した市民に身近な犯罪や不審しゃ情報について、その発生した日時、場所、内容等を、市民（登録者）に対しメールで情報提供します。

**施策分野７　教育・保育・子育て**

**重点施策　地域のこども園での受入体制の充実**

**保育士の研修（保育課）**

障がい児の対応を学ぶために、保育士をこども発達センターに研修派遣します。また、喀痰吸引等研修を受講し、一部の医療てきケアを行うことができる保育士を育成します。

**こども発達センターにおける保育所等訪問支援事業（福祉事業団）**

地域のこども園等を訪問し、障がい児に対して、集団生活への適応のための専門的支援を行います。

**障がい児保育（保育課）**

こども発達センターとの連携により、こども園において、障がい児保育を実施します。実施に当たり、か配保育士の配置や、園児の状況に合わせた受入体制を整え対応します。

**医療てきケア児保育（保育課）**

こども園において、日常的にけいかん栄養、どうにょう その他医療的な行為を必要とする児童に対し、看護師を配置し、医療てきケアを実施します。

**早期療育推進委員会の開催（福祉事業団）**

障がいの早期発見・早期療育を進めるため、関係機関が課題事項及び地域療育支援の在り方について協議と必要な支援を行い、教育・保育を実施する機関職員及び保護者の療育意識を高め、障がいの軽減と二次障がいの発生防止を図ります。

**施設支援一般指導（巡回療育相談）（福祉事業団）**

保育士や心理士などの専門職で構成された相談チームが、こども園や学校を巡回訪問し、施設職員に対して、各園児、児童・生徒に応じた相談支援を行います。

**基本施策　インクルーシブ教育システムの構築**

**特別支援学校の児童・生徒との交流及び共同学習（学校教育課（青少年相談センター））**

学校間交流

障がいのある子どもにとっても、障がいのない子どもにとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会として交流及び共同学習を実施します。

居住地校交流

特別支援学校に通う児童・生徒・保護者の希望により、居住地校交流を実施します。

**特別支援教育連携協議会の開催（学校教育課（青少年相談センター））**

医療・福祉・労働・療育・教育等に関わる関係機関が連携し、支援情報の共有化や支援策の協議とともに、本市における特別支援教育の在り方を検討します。

**特別支援学級担当教員等研修（学校教育課（青少年相談センター））**

特別支援学級担当教員等研修

事例研究をもとにして、こども発達センターの臨床心理士や言語聴覚士等の専門家、特別支援学校の先生等の指導を受け、指導方法や障がい理解を深めるための研修を実施します。

特別支援学級担当教員等初心者研修

個別の教育支援計画・個別の指導計画の立てかた、事例研究、専門家からの障がい理解及び指導方法の講演などを通して、障がいのある児童・生徒の指導者としての基本を学ぶための研修を実施します。

**特別支援教育コーディネーター研修（学校教育課（青少年相談センター））**

障がいのある児童・生徒の教育の充実に向けて、特別支援教育コーディネーターとしての役割や障がい特性の理解の仕方などを学ぶための研修を実施します。

**指導主事・特別支援教育アドバイザー・スクールソーシャルワーカーによる学校支援（学校教育課（青少年相談センター））**

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して適切な対応を進めることができるように、特別支援教育担当指導主事・特別支援教育アドバイザー・スクールソーシャルワーカーが連携し、担任や特別支援教育コーディネーター等への支援を実施し、校内支援体制の構築を図ります。

**学級運営補助指導員・教育介護ボランティアの配置（学校教育課（青少年相談センター））**

学級運営補助指導員の配置

障がいのある、又は、障がいの疑いのある・生徒が在籍する通常の学級及び特別支援学級において学級運営を補助する学級運営補助指導員を配置します。

教育介護ボランティアの配置

学校行事や校外学習において、障がいのある児童・生徒への介助や、学習活動の見守りや支援を図るための、教育介護ボランティアを配置します。

**特別支援学校における看護員の配置（学校教育課（青少年相談センター））**

豊田特別支援学校に看護員を配置し、医療てきケアを必要とする児童・生徒に対し、支援を実施します。

**就学相談会の実施（学校教育課（青少年相談センター））**

障がいのある、又は、障がいの疑いのある子ども一人ひとりに応じた就学支援を進めるため、主に就学前の子どもと保護者を対象とした就学相談会を実施します。

**小中学校における看護師の派遣（学校教育課（青少年相談センター））**

小学校、中学校へ通う医療てきケアが必要な児童・生徒の学校生活を支援するため、看護師を派遣します。

**（再掲）施設支援一般指導（巡回療育相談）（福祉事業団）**

保育士や心理士などの専門職で構成された相談チームが、こども園や学校を巡回訪問し、施設職員に対して、各園児、児童・生徒に応じた相談支援を行います。

**基本施策　障がい児支援の充実**

**放課後児童クラブにおけるか配支援員配置（次世代育成課）**

支援を要する児童に対し、積極的に受入態勢を推進し、必要に応じてか配支援員を配置します。

**放課後児童クラブへの巡回専門員による訪問指導（次世代育成課）**

現場に専門家が巡回し、支援員に助言する体制を整えることで、障がい理解の促進を図り、支援員の力量を高めていきます。

**母子保健医療福祉ネットワーク会議の開催（子ども家庭課）**

保健、医療及び福祉の各関係機関が連携し、問題を明確にするとともに、その情報を共有することで、母子保健事業を適切かつ効果的に推進し、子どもの健全な育成及び子育て家庭への支援の充実を図ります。

**乳幼児健康しん査（3、4か月児、1歳6か月児、3歳児）（子ども家庭課）**

相談しやすい雰囲気づくりに努め、健康しん査の実施と併せて、発育・発達を促す指導や育児の負担感を軽減するための個別相談を実施します。

**にこにこ広場、こども相談の開催（子ども家庭課）**

発達状況により支援の必要な子どもや育児不安・負担感等があると思われる養育者に対し支援を実施します。

にこにこ広場（3、4か月児健康しん査事後フォロー教室）

子ども相談（心理士との個別発達相談）

**幼児健康しん査従事者等療育実習（子ども家庭課）**

心身 障がい児の早期発見・早期療育の推進と職員の資質向上を図るため、こども発達センターと連携し実習を実施します。

**こども発達センターによる障がい児つうしょ支援（福祉事業団）**

こども発達センターにおいて、日常生活における基礎的動作の指導や自活に必要な知識や技能、集団生活への適応のための支援を行います。

ひまわり（知的障がい児、発達障がい児クラス）

たんぽぽ（肢体不自由児クラス）

なのはな（難聴児、発達障がい児クラス）

**在宅支援外来療育等指導（福祉事業団）**

言葉の発達が遅い、かんしゃくが強い、友達と遊べないなどの子どもとその親が、遊びを通じて親子の絆を深め、生活習慣や社会性を身に付けることを目的としたグループ活動を実施します。

**在宅支援訪問療育等指導（福祉事業団）**

心理士や保育士などの専門職が、発達に心配のある子どもがいる園等を訪問し、親からの相談に応じるとともに、必要な助言等を行います。

**施策分野８　就労・雇用**

**重点施策　障がい者の一般就労の促進**

**障がい者就労・生活支援センターによる職場開拓（福祉事業団）**

就労支援員が企業を訪問し、障がい者雇用に関する啓発等を行い、雇用の促進を図ります。

**公共施設等における職場体験事業（障がい福祉課）**

障がい者が公共施設等における職場体験を行うことで、就労意欲を向上させるほか、職場体験事業を通じて、受入先の障がい理解を促進します。

**障がい者就労・生活支援センターの企業訪問等による障がい者支援（福祉事業団）**

障がい者を雇用している企業等からの相談に応じ、職場定着を図るために企業訪問を行います。

**障がい者就労・生活支援センターによる就労支援（福祉事業団）**

障がい者本人や周囲の人々からの就労に関する相談に応じ、個々の状況に適した就労支援を行います。また、関係機関や企業との連携を通して、障がい者の就労支援の拡充を図ります。

**中途障がい者及び若年性認知症者への就労機会の提供及び一般就労の促進（福祉事業団）**

病気や事故等の後遺症により障がい者となったかたや若年性認知症となったかたに対して、生産活動等の就労機会を提供し、一般企業への就労を支援します。

**基本施策　就労継続支援事業所等の工賃の向上**

**共同受注窓口の運営（障がい福祉課）**

障がい福祉サービス事業所等において製作された菓子や雑貨等を市民に紹介・販売するとともに、新たな販路の開拓や業務の受注を行い、工賃の向上を図ります。

**障がい福祉サービス事業所等からの物品等の優先調達（障がい福祉課）**

優先調達推進法に基づき、行政における物品の購入及び委託事業等に対し、障がい福祉サービス事業所等へ優先的に発注します。

**施策分野９　生涯学習**

**重点施策　障がい者の文化・スポーツ活動の推進**

**障がい者スポーツ・教養教室の開催（障がい福祉課）**

障がい者のニーズに応じたスポーツ教室や教養教室を開催し、多様な学びの場や活動の場を創出します。

**出前コンサート等の開催（文化振興課）**

障がい福祉サービス事業所等にアーティストを派遣し、コンサート等を開催します。

**パラアスリートとの交流機会の提供（生涯スポーツ推進課）**

JFAこころのプロジェクト「夢の教室」等において、パラアスリートらを「夢先生」として招き、授業を実施します。

また、豊田市わがまちアスリート応援事業にて、パラアスリートの情報発信や応援機会を提供します。

**障がい者スポーツ体験会の開催（生涯スポーツ推進課）**

市民の障がい者スポーツへの理解促進を図るため、スポーツ推進委員等による障がい者スポーツ体験会等を開催します。

**障がい者作品展（障がい福祉課）**

障がい者の社会参加を促進するとともに、障がいに関する理解の促進を図るために、障がい者が制作した絵画や書道等の作品を公募し、障がい者作品展を開催します。

**自発的活動支援事業助成（障がい福祉課）**

障がい者等に対する交流会活動、防災対策活動、権利や自立のために社会へ働きかける活動、社会復帰活動など、障がい者等が自立した社会生活を営むための自発的な取組に対する費用の一部を補助します。

**第５章　計画の指標**

**計画の指標の設定について**

本計画の進捗管理を行うために、３つの指標を設定しています。

１つ目は、各分野の施策を通した本市の障がい福祉施策全般の取組を評価するための総合指標を設定しました。

２つ目は、各施策分野における重点施策の進捗状況を確認するための成果指標を設定しました。

３つ目は、国が定める「障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」に基づき、成果目標を設定しました。

これら３つの指標に対する実績を確認し、計画の進捗評価を行い、見直しをしながら各事業を進めます。

**１　総合指標**

豊田市が暮らしやすいまちだと思う障がい者の割合の増加を目指します。

指標内容

「とても暮らしやすいまちだと思う」「どちらかと言えば暮らしやすいまちだと思う」と回答した障がい者の割合

現状ち

60.1％（2019年度）

**２　成果指標**

各重点施策に成果指標を設定しています。各成果指標の詳細は第3章に記載しています。

施策分野１・まちと心のバリアフリー

成果指標

障がい福祉について「非常に関心がある」「ある程度関心がある」と答えたかたの割合

現状ち（2019年度）

53.8％

施策分野２　権利擁護・虐待防止

成果指標

総合相談窓口への相談件数

現状ち（2019年度）

実件数　516件

延べ件数　1,684件

施策分野３　意思疎通支援・情報保障

成果指標

意思疎通に困ることがある機会について「よくある」「時々ある」と答えた障がい者の割合

現状ち（2019年度）

34.0％

施策分野４　事業所整備・運営支援

成果指標

強度行動障がいのある方の受入れを行う事業所すう

現状ち（2019年度）

生活介護　29か所

共同生活援助　７か所

成果指標

医療てきケアが必要なかたの受入れを行う事業所すう

現状ち（2019年度）

生活介護　12か所

共同生活援助　3か所

施策分野５　保健・医療

成果指標

1年以上の医療保護入院者すう

現状ち（2019年度）

140人

施策分野６　防災・防犯

成果指標

震災時のBCPを策定している障がい福祉サービス事業所の割合

現状ち（2019年度）

10.4％

成果指標

ふうすいがい時のBCPを策定している障がい福祉サービス事業所の割合

現状ち（2019年度）

7.5％

施策分野7　教育・保育・子育て

成果指標

医ケア児等をニーズに応じて受け入れた地域のこども園の数

※医ケア児等を受け入れた地域のこども園の数については、単に数を増加させていくのではなく、利用者ニーズに応じて適切に受け入れられているかの評価を行います。

施策分野８　就労・雇用

成果指標

障がい福祉サービス等を通じて一般就労した障がい者の数

現状ち（2019年度）

64人

施策分野９　生涯活躍

成果指標

文化・芸術活動を行う障がい者の割合

スポーツ・レクリエーション活動を行う障がい者の割合

※文化・スポーツ活動を行う障がい者の割合は、全国ち（文化芸術活動は29.3％（2017年11月文化庁実施調査）、スポーツ・レクリエーション活動は43.7％（2018年3月スポーツ庁実施調査））を基準値とし、中間見直しの際に比較を行います。

**３　成果目標**

国の基本指針に基づき、成果目標を設定します。

**（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行**

基準となる2019年度末時点の施設入所者は234人です。

【目標1-1】

地域生活への移行者数

2023年度目標

14人

【目標1-2】

施設入所者の削減数

2023年度目標

０にん

※国の基本指針では、2023年度末の施設入所者すうを2019年度末時点から1.6％以上削減することとされていますが、本市では、施設入所を希望する人が一定数おり、重度障がい者等への対応を始め、一定の必要性があることを踏まえ、施設入所者すうを削減する目標とはせず、現状維持（削減数0にん）を目標ちとします。

**（２）地域生活支援拠点等が有する機能の充実**

【目標2-1】

地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

2023年度目標

2回

**（３）福祉施設から一般就労への移行等**

【目標3-1】

福祉施設から一般就労への移行者数

2019年度実績

64人

2023年度目標

82人

【目標3-2】

就労移行支援事業における一般就労への移行者数

2019年度実績

52人

2023年度目標

68人

【目標3-3】

就労継続支援事業における一般就労への移行者数

就労継続支援A型

2019年度実績

4人

2023年度目標

6人

就労継続支援B型

2019年度実績

5人

2023年度目標

7人

【目標3-4】

就労定着支援事業を利用して一般就労した利用者の割合

2023年度目標

70%

【目標3-5】

就労定着率80％以上の就労定着支援事業所の割合

2023年度目標

70%

**（４）障がい児支援の提供体制の整備等**

本市では、既に国の基本指針で示された内容を達成している状態であることから、目標設定はおこないません。しかし、こども発達センターを始め、各事業所の利用者やその家族の声を丁寧に聴きながら、障がいの種別や年齢に応じたニーズに対して効果的な支援を提供できるよう、サービス体制の充実を図っていきます。

**（５）相談支援体制の充実・強化等**

項目

総合的･専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保

2023年度目標

実施

※重点施策「重層的支援体制の推進」（P.19）において、複雑化・複合化する支援ニーズに対して、関係機関と連携した包括的な相談支援を実施します。

**（６）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築**

項目

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

2023年度目標

実施

※集団指導や実地指導を通して、事業所の人員・設備・運営基準を満たしているか確認するほか、必要な改善を指導することでサービスの質の向上を図ります。

**第６章　サービスの見込量等**

**サービスの見込量等の設定について**

基本指針に基づき、本市における障がい福祉サービス等の提供体制の確保に必要な量（以下「見込量」という。）や各事業の実施見込み等を設定します。

見込量は、利用者すうや１人当たりの利用量の実績を基礎として、障がい者等の数の伸びや、入所施設や精神科病院から地域生活へ移行する人など新たに見込まれる利用者すう等を勘案し、算定しています。

**１　訪問系サービス**

きょ宅介護の利用者すうは、次の３年間で23人増加する見込みです。

重度訪問介護の利用者すうは、次の３年間で4人増加する見込みです。

同行援護の利用者すうは、次の３年間で4人増加する見込みです。

行動援護の利用者すうは、次の３年間も現在の利用者すうが継続する見込みです。

重度障がい者等包括支援の次の３年間の利用見込みはありません。

**２　日中活動系サービス**

生活介護の利用者すうは、次の３年間で98人増加する見込みです。

自立訓練（機能訓練）の利用者すうは、次の３年間で1人増加する見込みです。

自立訓練（生活訓練）の利用者すうは、次の３年間で1人増加する見込みです。

就労移行支援の利用者すうは、次の３年間で33人増加する見込みです。

就労継続支援Ａ型の利用者すうは、次の３年間で17人増加する見込みです。

就労継続支援Ｂ型の利用者すうは、次の３年間で176人増加する見込みです。

就労定着支援の利用者すうは、次の３年間で31人増加する見込みです。

療養介護の利用者すうは、次の３年間で3人増加する見込みです。

短期入所（福祉型）の利用者すうは、次の３年間で31人増加する見込みです。

短期入所（型）の利用者すうは、次の３年間で4人増加する見込みです。

**３　居住・入所系サービス**

自立生活援助の利用者すうの次の３年間の利用見込みはありません。

共同生活援助の利用者すうは、次の３年間で152人増加する見込みです。

施設入所支援の利用者すうは、次の３年間も現在の利用者すうが継続する見込みです。

**４　相談支援**

計画相談支援の利用者すうは、次の３年間で39人増加する見込みです。

地域移行支援の利用者すうは、次の３年間で5人増加する見込みです。

地域定着支援の利用者すうは、次の３年間で4人増加する見込みです。

**５　障がい児支援**

**（１）障がい児通所支援・障がい児相談支援**

児童発達支援の利用者すうは、次の３年間で72人増加する見込みです。

医療型児童発達支援の利用者すうは、次の３年間も現在の利用者すうが継続する見込みです。

放課後等デイサービスの利用者すうは、次の３年間で247人増加する見込みです。

保育所等訪問支援の利用者すうは、次の３年間で7人増加する見込みです。

きょ宅訪問型児童発達支援の利用者すうの次の３年間の利用見込みはありません。

障がい児相談支援の利用者すうは、次の３年間で118人増加する見込みです。

医療てきケア児コーディネーターの配置人数は、次の３年間で１人増加する見込みです。

**（２）子ども・子育て支援事業**

基本指針において、障がいの有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加を推進するため、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて把握し、これを満たす定量的な目標を設定し、その提供体制の整備に努めることが求められています。

本市では、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障がい児の受入体制の充実を図ります。

保育所の利用者すうは、次の３年間も現在の利用者すうが継続する見込みです。

認定こども園の利用者すうは、次の３年間も現在の利用者すうが継続する見込みです。

放課後児童健全育成事業の利用者すうは、次の３年間も現在の利用者すうが継続する見込みです。

**６　地域生活支援事業**

地域生活支援事業は、障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で実施する事業です。

**（１）福祉サービス系**

利用者すうや１人当たりの利用量の実績を基礎として、障がい者等の数の伸びや、入所施設等から地域生活へ移行する人など新たに見込まれる利用者すう等を勘案し、算定しています。

ケアスタッフの利用者すうは、次の３年間で1人増加する見込みです。

移動支援の利用者すうは、次の３年間で113人増加する見込みです。

移動入浴の利用者すうは、次の３年間で5人増加する見込みです。

地域生活支援デイ（日中一時支援）の利用者すうは、次の３年間で26人増加する見込みです。

日中短期入所（日中一時支援）の利用者すうは、次の３年間で27人増加する見込みです。

デイ型地域活動支援センターの利用者すうは、次の３年間で37人減少する見込みです。

地域活動支援センターⅠ型の利用者すうは、次の３年間で57人増加する見込みです。

地域活動支援センターⅢ型の利用者すうは、次の３年間で2人増加する見込みです。

**（２）地域生活支援事業（その他）**

福祉サービス系以外に本市が実施する地域生活支援事業は次のとおりです。

**理解促進研修・啓発事業**

互いの人格と個性を尊重しながら、全ての市民が地域で共生できる社会を実現するため、障がい特性や障がい者に対する接しかたについて、講座や講演会など様々な形式で理解を促進します。

**自発的活動支援事業**

障がい者、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。

**障がい者相談支援事業**

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行います。

実施箇所すうは、次の３年間、毎年11か所見込みます。

**基幹相談支援センターの設置**

基幹相談支援センターの設置に向けた検討を行います。

**基幹相談支援センター等機能強化事業**

一般的な相談支援事業に加え、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導、助言及び人材育成支援を行うほか、地域の相談機関との連携強化の取組や学校、企業等に赴き、情報収集、事前相談等を行って相談支援事業を強化します。

**成年後見制度利用支援事業**

知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではないかたに対し、制度の利用を促進し、市長による審判請求と利用支援事業の実施による権利擁護を図ります。

市長申立の実利用者すうは、次の３年間、毎年10人見込みます。

また、報酬助成の利用者すうは、2021年26人、2022年27人、2023年28人見込みます。

**成年後見制度法人後見支援事業**

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる体制を整備し、その活動を支援することで障がい者の権利擁護を図ります。

**手話通訳者・要約筆記者派遣事業**

手話通訳、要約筆記を必要とする障がい者に手話通訳者、要約筆記者を派遣します。

実利用件数は、次の３年間、毎年600件見込みます。

**手話通訳者設置事業**

手話通訳者を市役所（障がい福祉課）に設置し、事務手続等の利便を図ります。

次の３年間は、設置者すうを毎年１人見込みます。

**日常生活用具給付等事業**

在宅の障がい者（児）の日常生活の便宜を図るために、用具を給付・貸与します。

介護・訓練支援用具の給付件数は、次の３年間、毎年250件見込みます。

自立生活支援用具の給付件数は、次の３年間、毎年70件見込みます。

在宅療養等支援用具の給付件数は、次の３年間、毎年140件見込みます。

情報・意思疎通支援用具の給付件数は、次の３年間、毎年60件見込みます。

排泄管理支援用具の給付件数は、2021年8,000件、2022年8,200件、2023年8,400件見込みます。

きょ宅生活動作補助用具（住宅改修費）の給付件数は、次の３年間、毎年25件見込みます。

**手話奉仕員養成研修事業**

手話で日常会話を行うために必要な知識・技術を習得した手話奉仕員を養成するための講習会を開催します。

登録者数は、次の３年間、毎年23人見込みます。

**手話通訳者・要約筆記者養成研修事業**

手話通訳、要約筆記に必要となる専門知識及び技術を習得した手話通訳者、要約筆記者を養成するための講習会を開催します。

登録者数は、次の３年間、毎年33人見込みます。

**障がい児等療育支援事業**

在宅の重症 心身 障がい児（しゃ）、知的障がい児（しゃ）、身体障がい児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図ります。

実施箇所すうは、次の３年間、毎年5か所見込みます。

**地域生活支援広域調整会議等事業**

精神障がい者の地域包括ケアシステムを推進するための協議会を開催します。

開催回数は、次の３年間、毎年１回見込みます。

**福祉ホームの運営**

住居を求めている障がい者に対して、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。

実施箇所はすう、次の３年間、毎年２か所見込みます。

**レクリエーション活動等支援**

各種教養・スポーツ教室を開催し、障がい者の自主性、生きる力、働く力を養うことを目指し、障がい者の社会参加を促進するとともに、市民の障がいに対する理解を深めます。

**芸術文化活動振興**

全国障がい者週間（１２月３日～１２月９日）に合わせて、市内の障がい者及びグループ等から作品を公募し、作品展を開催します。

**点字・声の広報等発行**

広報とよたを点やく・音やくし、視覚障がい者へ市政の内容を伝えます。

**知的障がい者職親委託**

知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間、職親に預け、生活指導及び技術習得訓練等を行うことによって、雇用の促進と職場における定着性を高めます。

実施件数は、次の３年間、毎年２件見込みます。

**障がい支援区分認定等事務**

障がい福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障がい支援区分認定調査、医師意見書作成依頼、審査会運営を行い、障がい支援区分認定を行います。

審査件数は、2021年700件、2022年500件、2023年500件見込みます。

**自動車運転免許取得・改造費助成**

身体障がい者が就労等に伴い必要となる普通自動車免許の取得や使用する自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより、身体障がい者の福祉の向上及び社会参加の促進を図ります。

免許取得の助成は、次の３年間、毎年９件見込みます。

改造費の助成は、次の３年間、毎年17件見込みます。

**更生訓練費給付**

障がい者の就労意欲の向上と継続的な就労活動を支援します。

給付件数は、次の３年間、毎年230件見込みます。

**７　発達障がい者等に対する支援**

障がい者相談支援事業所やこども発達センターを中心に発達障がいに関する相談支援を実施します。

地域で活動するペアレントメンターや支援団体と連携し、発達障がいの子を持つ親のピアサポート活動を実施します。

【項目】

ペアレントメンターの人数

2021年から2023年の間、毎年2人を見込みます。

ピアサポートの活動への参加人数

2021年から2023年の間、毎年40人を見込みます。

**８　精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築**

本市における2023年度末の長期入院者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者すう）を次のとおり設定します。

65歳以上利用者すう

2023年度末　53人

65歳未満利用者すう

2023年度末　75人

精神障がい者の地域移行・地域定着のため、長期入院者等の退院後の生活支援や相談支援等において、保健・医療・福祉関係者による協議・連携を基盤とした包括的な支援体制の整備を進めます。

【項目】

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

2021年から2023年の間、毎年１回を見込みます。

保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

2021年から2023年の間、毎年18人を見込みます。

保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

2021年から2023年の間、毎年１回を見込みます。

精神障がい者の地域移行支援の利用者すう

2021年から2023年の間、毎年2人を見込みます。

精神障がい者の地域定着支援の利用者すう

2021年から2023年の間、毎年2人を見込みます。

精神障がい者の共同生活援助の利用者すう

2021年から2023年の間、毎年53人を見込みます。

精神障がい者の自立生活援助の利用者すう

2021年から2023年の間、毎年0にんを見込みます。

**９　相談支援体制の充実・強化のための取組**

地域住民が抱える複雑化・複合化した課題に対応するために、障がい福祉や高齢福祉などの分野を超えた包括的な相談体制や重層的な支援体制の構築を推進します。

【項目】

総合的・専門的な相談支援

2021年から2023年の間、実施します。

地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数

2021年から2023年の間、毎年2件を見込みます。

地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

2021年から2023年の間、毎年48回を見込みます。

**１０　障がい福祉サービスの質を向上させるための取組**

集団指導や実地指導を通じて、障がい福祉サービス事業所が人員・設備・運営基準を満たしていることを確認するほか、必要な改善を指導することでサービスの質の向上を図っていきます。

【項目】

障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

2021年から2023年の間、実施します。

障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

2021年から2023年の間、実施します。

指導監査結果の関係市町村との共有

2021年から2023年の間、実施します。

第５次 豊田市障がい者ライフサポートプラン

|  |  |
| --- | --- |
| 発行 | 2021年3月 |
| 編集 | 豊田市福祉部障がい福祉課 |
| 住所 | 〒471-8501　愛知県豊田市西まち３丁目60番地 |
| 電話 | 0565-34-6751 |
| FAX | 0565-33-2940 |
| メール | shougai\_hu@city.toyota.aichi.jp |